

八代港の港湾施設における無人航空機利用の取扱いについて

港湾施設、その利用者及び県民の安全を確保し、港湾事業の効率的な運営に資することを目的に、無人航空機（以下「ドローン」という。）利用の取扱いを定めています。ただし、飛行目的は港湾本来業務や報道の目的等に限られます

①取扱いの対象範囲・対象となるドローン

■対象範囲

- ・八代港における「熊本県港湾管理条例」（以下「条例」という。）第2条に規定する荷さばき地などの港湾施設（以下「港湾施設」という。）

■対象となるドローン

- ・航空法第2条第22項で定める無人航空機

②飛行の要件等

ドローンを飛行させるには、下記事項の確認が取れることを要件としています。

① 航空法第132条第2項第2号に定める許可を得た者

- ・「機体の機能及び性能」、「操縦者の飛行経験、技能等」及び「安全確保のための対策」の確認のため、航空法に定める、国土交通大臣宛て「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」（写）及び国土交通大臣が発行する「無人航空機の飛行に係る許可・申請書」（写）等を提出してください。

② 港湾施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断され、かつ港湾本来業務や報道目的等、港湾施設に立ち入る正当な理由があると認められるもの

- ・港湾施設においては、港湾施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断され、かつ港湾本来業務や報道の目的等、港湾施設に立ち入る正当な理由があると認められる場合にドローンの飛行ができます。

③ その他法令、関係運用規定等を遵守すること

- ・（例）港湾施設内の民間施設等の上空でドローンを飛行させる場合は所有権侵害にならないよう関係者の承認を受けてください。

！利用に当たっては、八代港管理事務所及び港湾関係者が必要とする対応策を講じていただく場合があります。

！なお、原則として下記2（5）～（10）に反する飛行方法は認めておりませんが、港湾施設及びその利用者の安全確保ができるもの限り、飛行可能となります。

（参考）無人航空機の飛行ルール

1 無人航空機の飛行の許可が必要となる空域について

以下の(A)～(C)の空域のように、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域や、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域において、無人航空機を飛行させる場合には、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受ける必要があります。

(A) 空港等の周辺の上空の区域(安全性を確認し、許可を受けた場合は飛行可能)

(B) 150m以上の高さの空域(安全性を確認し、許可を受けた場合は飛行可能)

(C) 人口集中地区の上空(安全性を確認し、許可を受けた場合は飛行可能)

A、B、C以外の空域 飛行可能

2 無人航空機の飛行の方法

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、以下のルールを守っていただく必要があります。

- [1] アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- [2] 飛行前確認を行うこと
- [3] 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- [4] 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- [5] 日中（日出から日没まで）に飛行させること
- [6] 目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- [7] 人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- [8] 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- [9] 爆発物など危険物を輸送しないこと
- [10] 無人航空機から物を投下しないこと

本取扱いに関するお問い合わせについては、
熊本県八代港管理事務所
0965-37-0338 まで御連絡ください。